

2026年度第1回定時社員総会

と き：2026年5月30日(土) 15時10分～17時00分

ところ：倉吉市 地域交流センター アゼリアホール

会員数 377名 (2026年5月26日現在)

次 第

【 開 会 】

- 1 あいさつ
- 2 議長選出
- 3 議事録署名者の選任
- 4 議 事
第1号議案 2025年度事業報告及び決算について
※監査報告
- 5 報告事項
 - (1) 財政基盤再生計画検討委員会最終報告書及び理事会対応について
 - (2) 権利擁護センターばあとなあ鳥取運営委員の交代について
 - (3) 2026年度会員名簿掲載調査票および委員会所属調査票について
- 6 その他
 - (1) 2026年度第2回定時社員総会の日程について
日時 2027年3月13日(土) 場所：鳥取市(予定)
 - (2) 2026年度本会事業について

【 閉 会 】

一般社団法人鳥取県社会福祉士会

一般社団法人鳥取県社会福祉士会役員

任期：理事 2025年5月31日～2027年5月総会終結時

監事 2025年5月31日～2029年5月総会終結時

役職	氏名	地区	所属	就任	担当委員会
会長	朝倉 香織	中	鳥取県社会福祉協議会	3期	(全体統括)
副会長	石田 浩朗	東	あすなろ西ケアプランセンター	4期	高齢者生活支援委員会
副会長	福島 史子	西	松江市教育委員会	1期	子ども家庭支援委員会
理事	桐谷 峰子	東	伏野つばさ園	3期	障がい児・者生活支援委員会
理事	岸 直樹	東	まーる相談支援事業所	1期	生涯研修員会
理事	西川 信彦	東	外国人ライフサポート nicotto	1期	地域社会・多文化委員会
理事	藤井 太陽	中	倉吉中央地域包括支援センター	4期	生涯研修員会
理事	佐々木 政治	中	よなご大平園	3期	障がい児・者生活支援委員会
理事	川口 友加	中	トマトの会	1期	組織委員会
理事	神坂 綾	西	錦海リハビリテーション病院	4期	保健医療委員会
理事	石橋 弥雪	西	喜多原学園	3期	組織委員会
理事	景山 慎一	西	いきいき居宅支援事業所	1期	ぱあとなあ鳥取
監事	河本 勢津子	中	成年後見ネットワーク倉吉		
監事	守部 裕子	東			

【 第 1 号議案 】

2025年度事業報告及び決算について

(提案理由)

2025年度事業の終了により、別紙のとおり事業報告書(案)及び決算書(案)を作成したので、承認願いたい。

(別紙：2025年度事業報告・決算書)

- ・事業報告書 (案) P1
- ・決算書 (案)
 - 貸借対照表 P22
 - 正味財産増減計算書 P23
 - 財産目録 P25
 - 財務諸表に対する注記 P26
 - 内訳書 (資産の部、負債の部) P27
 - 収支計算書 P29

(説明) ○事業報告書

(1) 感染症等感染対策と本会事業について

標準的な感染対策の励行(体調確認等)により会議、研修会を開催しました。また、オンラインなどICTの活用継続を図りました。

(2) 会員数について

2025年度入会者は18名、年度末退会者は14名、本年3月末会員数は366名でした。第38回社会福祉士国家試験の合格率は60.7%(昨年56.3%)、鳥取県合格者は43名(昨年55人)、3月末社会福祉士登録者は1,549人です。認定社会福祉士資格取得や成年後見人材育成研修受講、委員会・地区活動等魅力ある活動周知を図るなど更なる入会促進の取り組みが必要です。

(3) 入会キャンペーンの実施

日本社会福祉士会提唱による全国一斉に若年層(30歳未満)の入会金及び年会費を初年度免除する取り組みの対象者は2022年度5名、2023年度3名、2024年度5名、2025年度2名でした。

(4) 事務局運営について

事務局独立7年が経過、安定的な法人運営に努めるとともに月1回の会員への定例発送、県委託研修、基礎研修、委員会、地区研修等を開催しました。会員への定例発送を9割超のメールア

ドレス取得会員に対して、郵送からメールによる案内に切替えました。効率的な事務局運営に努めるとともに、適宜、情報提供を行いました。

(5) 認定社会福祉士資格取得促進並びに成年後見人材育成の取組み

認定社会福祉士の資格取得並びに成年後見人材育成研修の受講要件となる基礎研修(I・II・III)を開催、受講者は約15名でした。5年目となるスーパービジョン研修を実施しました。認定社会福祉士資格取得促進並びに成年後見人材育成(ばあとなあ名簿登録者)の取組みが重要です。

(6) 財政基盤再生計画検討委員会の取組み

2025年1月から2026年2月、6名の委員による計5回の検討委員会を開催、本年3月、最終報告書が理事会へ答申されました。最終報告書では、事務局独立後、本会収支予算は事業活動収入に対して事業活動支出が超過するマイナス構造となっていますが、将来にわたり社会福祉士会としての専門性を維持し、地域に根ざした活動を目指して、永続的かつ安定的な事務局運営のための財源確保を図ることが重要とされています。

(7) 災害派遣福祉チーム(DWAT)の活動について

災害等が頻発する中、DWAT登録者は先遣隊12名、チーム員43名となりました。鳥取県災害ケースマネジメント協議会が2022年10月設立され、本会もオブザーバーとして参加しています。

(8) 地区・委員会活動及び会員交流の促進に向けた取組み

会員が居住または勤務する身近な地区・委員会毎で会員の資質向上及び交流を促進するため、地区・委員会ごとで研修会や会員交流を行いました。

(説明) ○決算書 * ()は昨年度

(1) 正味財産額は19,507,306円(18,091,026円)となり昨年度から1,416,280円の増。

(2) 特定資産は2つの積立資産13,140千円と前年度と同額。

(3) 前払金8,450円は倉庫賃借料4月分の前払い。

(4) 未払金419,617円は3月分職員給与・社会保険料会負担・ビジネスインターネットバンキング手数料・郵送料・電話回線利用料・複写機使用料。

(5) 預り金13,924円は1月～3月分特例納付・源泉所得税(職員、税理士)、県高齢者虐待対応等研修委託預かり金返金分。

(6) 会費収入は380名、入会キャンペーン2名の日本社会福祉士会からの助成金5,710千円(5,605千円)で予算に対して160千円増。入会金収入は17名85千円(115千円)で予算に対して35千円増。

(7) 寄付金収入は後見活動報酬拠出金が165件3,375,436円(2,991,311円)、予算に対して575千円増。


(8) ばあとなあ鳥取活動費支出・後見活動報酬不足補填は2件121,376円(121,376円)。引き続き市町村の成年後見制度利用支援事業の利用周知が必要。

- (9) 管理費支出・事務局費支出は事務局長 1 名、事務職員 1 名の 2 名分 4,948,254 (4,744,512) 円。委託事業賃金 542,800 円を加えた合計 5,491,054 (5,272,312) 円が職員人件費支出。
- (10) 当期繰越収支差額は 1,416,280 (1,394,677) 円。次期繰越収支差額は 6,367,306 (4,951,026) 円となった。増額理由は、会費、入会金の 194 千円増、基礎研修ⅡⅢ受講者増、後見活動報酬拋出金昨年度決算比 384 千円増。オンライン開催による会議・研修、中央派遣等の旅費、会場使用料等の支出減、会員定例発送の郵送からメールへの変更等による支出減。
- (11) 2018 年 11 月、理事会において事務局独立に向けて策定した予算計画どおりにほぼ推移している。計画では、事務局独立後、事務局体制構築までの間は繰越収支差額を活用し、2022 年度には会員数 400 名、職員体制を常勤職員 1 名、非常勤職員 1 名を目標に収支差 0 円を目指す予定であった。会員数 400 名達成は厳しい状況となっています。

監査報告書

2026年4月23日

一般社団法人鳥取県社会福祉士会
会長 朝倉香織 様

監事 守部裕子 

監事 河本勢津子 

私たち監事は、当社会福祉士会の2025年4月1日から2026年3月31日までの2025年度に係る計算書類及び付属明細書（並びに財産目録等）の監査を行いましたので、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事等及び事務局等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要会議に出席し、理事及び事務局等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該年度に係る計算書類及びその付属明細書（並びに財産目録等）について検討しました。

2 監査の結果

計算書類及びその付属明細書（財産目録等）は、当社会福祉士会の財産及び損益の状況をすべて重要な点において適正に表示しているものと認めます。

5 報告事項

(1) 財政基盤再生計画検討委員会最終報告書及び理事会对応について

□財政基盤再生計画検討委員会最終報告書

1. 設置の背景と目的

本会事務局運営において、人件費が最低賃金近くに留まっている現状や、事務局員の過度な負担による「実質的な赤字経営」からの脱却を目指し、持続可能な財政基盤を構築することを目的とする。特に、安定的な事務局体制を維持するための財源確保が急務である。

2. 検討の経過

2025年1月から2026年2月にかけて、計5回の委員会を開催した。

- ・第1回(2025.1.16)：現状把握と目標設定。事務局運営の実態（無理な運営努力）を確認。
- ・第2回(2025.5.13)：人件費の詳細検討。最低賃金上昇（1,200円目標）に伴う必要額の算出。
- ・第3回(2025.6.19)：短期目標の具体化。ばあとなあ報酬拠出金および会費改定の検討開始。
- ・第4回(2026.1.26)：理事会への提案事項の整理。具体的な増収策と会員への還元策の議論。
- ・第5回(2026.2.25)：検討委員会最終報告案作成。理事会への報告書を確認。

3. 現状の課題

- (1) 人件費の問題 職員給与が最低賃金（令和7年10月1,030円）ギリギリの水準である。今後、最低賃金の上昇（目標1,500円）に対応する必要がある。
- (2) 事務局体制の脆弱性 現在の2人体制は限界であり、本来はプラス0.3人程度の補強が必要である。また、会議の夜間・休日対応など時間外勤務の実態も課題となっている。
- (3) 財源の偏り 運営費の約1/3を「ばあとなあ」の報酬拠出金が支えており、特定の活動会員に負担が集中している懸念がある。

4. 財政基盤再生に向けた対応策

本委員会は、以下の項目を増収策の柱として理事会へ提案する。

項目	具体的な内容・方針
研修受講料等	基礎研修受講料の適正化（2023年度～2025年度一部改定済）および非会員からの研修参加費徴収を徹底。（1,000円から3,000円程度の値上げ）
外部資金の確保	県委託事業における人件費単価の増額要望の継続。
後見報酬拠出金	現行の8%から10%への引き上げ、および上限額（5万円）の引き上げを検討。
年会費	一律1,000円程度の値上げを検討。ただし、退会者防止のため慎重な周知が必要。

【会員の理解を得るための付帯措置】

- ・ばあとなあ会員への還元：拠出金増額とセットで、報酬補填額（現在8,000円未満）の増額を提示し、活動のメリットを高める。
- ・組織の魅力向上：会費値上げによる退会を防ぐため、各種委員会等と連携し、新入会員に対する声掛けをはじめ、より魅力ある活動提案と会員拡大に努める。

5. 総括

本会の永続的な運営には、事務局職員の安定配置のための財源確保が不可欠である。本報告書に掲げた各施策は、単なる負担増ではなく、社会福祉士会としての専門性を維持し、地域に根ざした活動を継続するための「投資」である。

今後、理事会において具体的な実施時期と会員説明のスケジュールを策定することを求める。

□理事会对応について

2026年3月8日開催の理事会に財政基盤再生計画検討委員会最終報告書が答申される。

4月13日開催の業務執行役員会、4月26日開催の2026年度第1回理事会にて対応協議。

(今後の予定)

・財政基盤再生に向けた対応策について、業務執行役員会、理事会にて協議予定。併せてばあとなあ鳥取との協議を予定。2027年3月開催予定の2026年度第2回定時社員総会において、2027年度事業計画・予算(案)に対応策を提案予定。また、会員への経過報告及び意見聴取を予定。

(2) 権利擁護センターばあとなあ鳥取運営委員の交代について(令和8年4月26日理事会承認)

任期 2025年5月31日~2027年5月総会終結時

役名	氏名	所属	備考
委員(東部)	西川 信彦	鳥取市総合教育センター	
委員長(東部)	前田 啓喜	楽生後見事務所	
委員(東部)	篠島 直子	いなばソーシャルサポート	
委員(中部)	佐々木 政治	よなご大平園	前任：井上零子氏
委員(中部)	松嶋 まゆみ	北栄町役場	
委員(中部)	平田 雅人		
委員(西部)	本池 峰	コノコラヲ舎	
委員(西部)	平林 和宏	権利擁護ネットワークほうき	
委員(西部)	安達 美奈子		

(3) 2026年度会員名簿掲載調査票及び委員会所属希望調査票について

返信数(5月25日現在) *Google フォーム、ファックス等

会員名簿掲載調査票 165名 委員会所属希望調査票 169名

6 その他

(1) 2026年度第2回定時社員総会の日程について

日時 2027年3月13日(土) 場所 鳥取市(予定)

(2) 2026年度本会事業について

○基礎研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの開催について(一部集合、Zoomによるオンライン会議)

・基礎研修Ⅰ 5月15日開催案内 会員(373)並びに関係機関・団体(703)へ通知

Google クラスルーム説明会 7月11日(土) Zoom 会議場

集合研修1 7月26日(土) 集合研修2 11月15日(土) 会場:倉吉体育文化会館

先輩社会福祉士へのインタビュー 9月12日(土) 10:00~11:00 Zoom 会議場

・基礎研修Ⅱ 5月22日開催案内 研修:8月2日(日)~1月20日(水)9回

・基礎研修Ⅲ 5月22日開催案内 研修:8月1日(土)~2月22日(月)12回

○スーパービジョン実施説明会の開催について (Zoomによるオンライン会議)

・6月10日(水)19:00~20:00 ・6月13日(土)10:00~11:00

○成年後見人材育成研修~オンライン研修~ (岡山県委託) の開催について

・受講申込者11名、受講決定。受講対象者30名へ案内。

・集合研修(岡山市)4日間:9月12日(土)、9月13日(日)、12月12日(土)、12月13日(日)

・受講対象者

a 日本社会福祉士会の基礎課程(基礎研修Ⅰ~Ⅲ)を修了している者

b 日本社会福祉士会の旧生涯研修制度の共通研修課程を1回以上修了している者

c 認定社会福祉士である者

○**本会2026年度事業計画~抜粋~** (2026年3月28日第2回定時社員総会承認)

【基本方針】

社会情勢は急速に変化し、高齢化や物価高騰、災害などにより生活困窮が深刻化しています。こうした中、自治体、県民、様々な団体等が一体となり、望まない孤独を感じ、又は孤立することを防ぎ誰一人取り残さない社会づくりが進められています。

私たち会員は、本会活動の活性化と組織力強化を目指し、地域の関係職種・機関との連携・協働・ネットワークの構築に努め、利用者の権利擁護を基本視点に、利用者を取り巻く環境整備にも配慮し、相談援助、生活支援及び社会的実践活動を行っていきます。

【運営方針】

1. 組織・運営体制の充実強化
2. 会員の専門性の向上(知識、技術、倫理)
3. 地域に根ざした社会福祉実践と新たなニーズへの対応
4. 委員会及び権利擁護センターばあとなあ鳥取の活動の充実強化

1. 会の組織、運営の充実のための事業

- (1) 登録者及び受験資格保有者の把握と加入の呼びかけ
- (2) 理事会の開催 年4回 (4月、8月、11月、2月)
- (3) 総会の開催 年2回 (5月、3月)
- (4) 正副会長会(業務執行役員会)の開催 随時
- (5) 監事会の開催 年1回 (4月)
- (6) 選挙管理委員会の開催 年1回 (2月)

(7) 委員長会議の開催 年1回(8月)

(8) 中央・ブロック会議への出席

(9) 生涯研修センターの充実

(10) 災害時支援体制の取組み

(11) 地区活動の充実

2. 委員会活動 (※各委員会の目的や活動は、委員会活動計画参照)

(1) 組織委員会

(2) 生涯研修委員会(生涯研修センター)

(3) 高齢者生活支援委員会

(4) 障がい児・者生活支援委員会

(5) 子ども家庭支援委員会

(6) 保健医療委員会

(7) 地域社会・多文化委員会

3. 調査研究及び研修事業

(1) 会員のための研修

①倫理綱領・行動規範研修会の開催

②地区別研修会の開催

③派遣研修 必要な研修会への会員派遣

(2) 受験者への研修会等 ①模擬試験の実施(10月)

(3) 認定社会福祉士に関する研修会等

①基礎研修Ⅰ

②基礎研修Ⅱ

③基礎研修Ⅲ

④スーパービジョン研修

4. 虐待防止への取組み

(1) 高齢者関係

①高齢者虐待対応現任者研修

(2) 障がい児・者関係

①障がい者虐待防止等研修

(3) 高齢者虐待・障がい者虐待の虐待対応専門職チーム等への参画

5. 権利擁護センター「ばあとなあ鳥取」の運営 (※ばあとなあ鳥取参照)

6. 広報・啓発事業

(1) ホームページによる情報発信

(2) パンフレット等の発行

7. 講師の派遣

(1) 学校、研修会等への講師派遣

8. 関係機関との連携

(1) 関係機関、専門機関との連携を図る

- ①公的機関との連携
 - ②家庭裁判所、弁護士会、司法書士会等権利擁護制度に係る関係機関・団体との連携
 - ③鳥取県災害派遣チーム（DWA T）との連携
 - ④その他必要な諸団体との連携
- (2) 日本社会福祉士会との連携を密にし、都道府県士会との交流を図る
- (3) 開業社会福祉士への支援

9. その他の事業

- (1) 上記事業の他、理事会及び各委員会の決定により、必要に応じて実践活動を行う。

委員会活動計画

組織委員会

1. 目的 組織委員会は、常に会員の状況を把握し、会員の増強等、組織の充実強化に取り組むとともに、会員相互の連携をもとに、広報活動を通じて鳥取県社会福祉士会の存在と意義を内外に広く発信し、本会の事業全体の円滑な推進を図ることを目的とする。
2. 活動計画
 - (1) 委員会の開催 年3回
 - (2) 会員名簿の作成
 - (3) 入会促進事業
 - ①模擬試験受講者に対する加入案内（合格発表10日前）
 - ②未加入者に対する勧誘広報活動の実施
 - ③全国一斉 入会促進キャンペーンの実施（対象：30歳以下の新入会員）
 - (4) 広報活動の実施
 - ・ホームページによる情報提供（CMS管理）
 - (5) 社会福祉士国家試験・全国統一模擬試験の実施（会場受験）
 - (6) ソーシャルワーカーデー実行委員会（精神保健福祉士会、医療ソーシャルワーカー協会）による広報活動
 - (7) 新入会員へのオリエンテーション（ファーストステップセミナー・さいしょの一步）開催

生涯研修委員会（生涯研修センター）

1. 目的 社会福祉士は、生涯にわたって「社会福祉士としての専門性」を追求し、現実の福祉の課題に対応できる実践力を身につけていく努力が必要である。社団法人日本社会福祉士会の生涯研修制度及び認定社会福祉士制度と連動しながら、会員一人ひとりが専門職としての価値、知識、技術の水準の維持向上を図っていくことを目的として、他の委員会主催の研修会等との関係調整を図りながら研修会を企画実施する。
2. 活動計画
 - (1) 委員会の開催 年4回程度
 - (2) 基礎研修Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの実施 通年

- (3) スーパービジョン研修の実施 通年
- (4) 倫理綱領・行動規範研修会の開催
- (5) 他委員会の研修日程の調整
- (6) 年間研修計画の立案
- (7) 分野横断的研修の企画
- (8) 日本社会福祉士会の開催する会議・研修会への派遣 年4回程度

高齢者生活支援委員会

1. 目的 高齢者の生活支援における、質の高い総合相談業務を遂行できるよう社会福祉士としての力量を高めるとともに、情報交換・相互支援などを行うことにより会員の資質の向上を図る活動を行う。
2. 活動計画
 - (1) 委員会の開催 年3回
 - (2) 委員会内容の充実
 - ①情報交換・勉強会（事例検討等）の実施
 - ②委員相互の連携強化
 - ③委員長・副委員長会議 年3回
 - (3) 研修会の開催
 - ①在宅高齢者虐待対応担当者研修（鳥取県より委託事業）
 - ②養介護施設従事者等による高齢者虐待対応研修（鳥取県より委託事業）
 - ③ソーシャルワーク実践研修（子ども家庭支援委員会と合同開催を予定）
 - (4) ホームページによる高齢者生活支援に関する情報提供

障がい児・者生活支援委員会

1. 目的 障がい児・者の地域生活の支援のあり方等について、現状把握・課題の調査・研究を行うとともに、社会福祉士としての資質の向上を図る活動を行う。
2. 活動計画
 - (1) 委員会の開催 年3回

会員同士で、情報交換・意見交換、事例研究等から課題抽出
 - (2) 研修会の開催
 - ①障がい者虐待防止等研修（鳥取県より委託事業）
 - ②障がい者の地域福祉に関する研修会（会員及び会員外の関係者を対象）

子ども家庭支援委員会

1. 目的 子どもの人権に着目し、地域、学校における子ども家庭支援の役割を果たす上において重要な人材として期待される社会福祉士の力量を高めるため、施設訪問、研修、情報交換等を通して会員相互のネットワークを構築し、子どもの権利擁護、家庭支援の推進を図ることを目的とする。
2. 活動計画

(1) 委員会の開催 年3回

- ①児童福祉施設等訪問研修の企画
- ②スクールソーシャルワーク研修の企画
- ③情報交換・勉強会の開催
- ④委員会の連携強化
- ⑤委員長・副委員長会議 年3回

(2) 研修会の開催

- ①児童福祉施設等訪問研修（年1回）
- ②スクールソーシャルワーク研修（高齢者生活支援委員会との合同開催 8月8日(土)）

(3) その他

- ①児童虐待防止キャンペーン「オレンジリボンたすきリレー」参加
- ②子ども虐待防止推進に関する情報交換等

保健医療委員会

1. 目的 保健医療と福祉の連携促進が求められるなか、それに資する力量への向上を図るため、保健医療分野における会員研修や地域活動など各般の取組を行う。

2. 活動計画

(1) 委員会の開催 年2回(研修会との同時開催含む)、集合研修及びICTを活用したオンライン研修の開催を企画・検討していく。

- ①会員相互や地域との連携強化に向けた課題抽出とアイデア案出
- ②保健医療分野における研修会の企画・開催（保健医療委員会研修会）
- ③認定社会福祉士認証認定研修の開催検討
- ④次年度事業計画及び予算の協議
- ⑤委員長・副委員長会議年5回

(2) 研修会の開催 保健医療委員会研修会（年2回）

- ①2026年度第1回保健医療委員会研修（7～8月）
- ②2026年度第2回保健医療委員会研修（12月5日(土)）

地域社会・多文化委員会

1. 目的 地域福祉、司法福祉、生活困窮者等への相談支援業務の向上を図るための会員研修や地域活動など幅広い取組を実施する。

2. 活動計画

(1) 委員会の開催 年3回

- ①年間計画打ち合わせ、情報交換
- ②研修会の企画
- ③次年度事業計画及び予算の協議

(2) 研修会の開催（2回）

- ①地域共生研修会（救護施設視察研修）
- ②多文化共生研修会（国際交流について）

権利擁護センターばあとなあ鳥取

基本方針 本会の事業の一環として、その目的を達成するために組織を充実するとともに、会員の質の向上をもって、地域共生社会の実現に向け広く権利擁護活動を行う。

1. 組織の充実

(1) 名簿登録会員数の拡大

(2) 養成研修受講者の確保

①成年後見人材育成研修（岡山県社会福祉士会主催）への参加協力

・受講者の募集・推薦

・その他必要と判断される協力

2. 会員の質の向上

(1) 県内での名簿登録研修会の開催（1～2月に集合又はオンラインでの実施）

(2) 会員のための定期的な学習会の開催と積極的参加

年3回の東・中・西部での地区別学習会の開催

年1回全县での学習会の開催（9月頃） ・活動事例報告、各種講演等

地区別学習会担当委員の選任

(3) 関係機関が主催する研修会等への積極的な参加

3. 関係機関との連携

(1) 家庭裁判所との連携

①家事関係機関と家庭裁判所との連絡協議会への参加

②家庭裁判所からの説明会、意見交換会への参加

③家庭裁判所への後見候補者名簿の提出

(2) 県内の成年後見支援センターとの連携・受任者調整会議への出席

①東部地区 とっとり東部権利擁護支援センター（アドサポセンターとっとり）

②中部地区 中部成年後見支援センターミットレーベン

③西部地区 西部後見サポートセンターうえるかむ

(3) 公的機関をはじめとするその他の関係機関との連携

①ばあとなあ鳥取活動内容の説明等の広報活動

4. 受任者支援の仕組

(1) 東・中・西部に相談窓口担当者の選任

(2) 後見活動支援、活動報告書の提出及び活動報告書作成に係る支援

5. 相談・後見活動

(1) 後見人等の積極的な受任

(2) 東・中・西部相談窓口での相談対応

6. 日本社会福祉士会ばあとなあとの連携

(1) 定期活動状況の報告

(2) 日本社会福祉士会主催の会議、研修会等への参加

7. 運営委員会

(1) 運営委員会を定期的又は随時開催し、会のスムーズな運営を図る。

一般社団法人 鳥取県社会福祉士会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人鳥取県社会福祉士会と称する。

(主たる事務所等)

第2条 当法人は、主たる事務所を鳥取県鳥取市に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、社会福祉士の倫理を確立し、専門的技能を研鑽し、社会福祉士の資質と社会的地位の向上に努めるとともに、社会福祉の援助を必要とする鳥取県民の生活と権利の擁護及び社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉士の倫理及び資質の向上に関する事業
- (2) 社会福祉士の職務に関する知識及び技術の向上に関する事業
- (3) 社会福祉士の資格制度の充実発展並びに普及啓発に関する事業
- (4) 社会福祉及び社会福祉士に関する調査研究に関する事業
- (5) 社会福祉の援助を必要とする鳥取県民の生活と権利の擁護に関する事業
- (6) 国内外の社会福祉の発展に寄与するための普及啓発活動及び社会福祉その他の専門職団体等との連携に関する事業
- (7) 社会福祉施設並びに福祉サービスの機能及び質の向上並びにその評価に関する事業
- (8) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

(機関の設置)

第6条 当法人は、社員総会及び理事のほか、理事会、監事を置く。

第2章 会員

(種別)

第7条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 社会福祉士及び介護福祉士法（以下「社会福祉士法」という。）第28条の規定により社会福祉士として現に登録されている者であり、鳥取県内に住所又は勤務先を有し、当法人の目的に賛同して入会した者
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 当法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

(入会)

第8条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第9条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。
(任意退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 前項にかかわらず、次の場合は理事会の承認を得なければ退会することができない。

- (1) 苦情を申立てられ、または綱紀委員会、理事会等で会員としての身分について審議中の者
- (2) 成年後見人、任意後見人、成年後見監督人、任意後見監督人等を受任中の者
- (3) その他会長が退会を認めることが不相当と判断する者

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他当法人の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して2年以上なされなかったとき
- (2) 後見開始または保佐開始の審判を受けたとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (4) 社会福祉士法第32条又は第33条により、社会福祉士としての登録を取り消され又は消除されたとき
- (5) 社団法人日本社会福祉士会の会員資格を喪失したとき
- (6) 総正会員が同意したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

3 資格を喪失した正会員は、一般法人法上の当法人の社員としての地位を失う。

第3章 社員総会

(種類)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第15条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第16条 社員総会は次の事項を議決する。

- (1) 入会の基準並びに会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 役員報酬の額又はその規定
- (5) 各事業年度の事業計画及び予算
- (6) 各事業年度の事業報告及び決算報告
- (7) 定款の変更
- (8) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (9) 解散、合併、事業の全部又は事業の重要な一部の譲渡
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第17条 定時社員総会は、毎年2回、毎事業年度開始前2ヶ月以内及び終了後3ヶ月以内で開催する。

2 臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

2 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、その社員総会に出席した正会員の中から選出する。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 公益目的事業を行うために不可欠な特定財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第21条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代

理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議決、報告の省略)

第22条 理事又は正会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうち2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

(社員総会規則)

第24条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第4章 役員等

(役員の設定等)

第25条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 9名以上

(2) 監事 1名以上

2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長とする。

3 理事のうち、1名の常務理事と6名以内の常任理事をおくことができるものとする。

4 第2項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長、常務理事及び常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって会員の中から選任する。

2 会長、副会長、常務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 役員を選任に関する事項は、規則で定める。

4 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

5 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

6 他の同一団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、会長の指示を受けて、この法人の業務を執行する。
- 5 常任理事は、当法人の常務を分担執行する。
- 6 会長、副会長、常務理事及び常任理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。

(監事の職務・権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第29条 理事の任期は2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。但し、連続して4期(8年)を超えて選任されることはできない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第30条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第31条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等(報酬・賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益をいう。)の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取扱いについては、第45条に定める理事会規則によるものとする。

(責任免除)

第33条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定

める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(名誉会長及び顧問)

第34条 当法人に、名誉会長及び若干名の顧問を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、会員の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 名誉会長及び顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会長及び顧問の職務)

第35条 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応え、会長に対して意見を述べることができる。

第5章 理事会

(構成)

第36条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 会長、副会長、常務理事及び常任理事の選任及び解任
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
 - (6) 第33条の責任の免除

(種類及び開催)

第38条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年4回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき

(招集)

第39条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び一般法人法第101条第3項の規定に基づき監事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第3項第2号又は一般法人法第101条第2項に該当する場合

は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第40条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(決議)

第41条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第42条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告)

第43条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 ただし、前項に係わらず、会長及び業務執行理事は、3ヶ月に一回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名・押印しなければならない。

(理事会規則)

第45条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 基金

(基金の拠出)

第46条 当法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第47条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、理事会の決議を得て、会長が別に定める「基金取扱い規程」によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第48条 基金の拠出者は、前条の「基金取扱い規程」に定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続き)

第49条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲で行うものとする。

(代替基金の積立)

第50条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

第7章 資産及び会計

(基本財産)

第51条 基本財産は、社員総会において別に定めるところにより、当法人の目的を

達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、処分するとき、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

(事業年度)

第52条 当法人の事業年度は、毎年4月1日には始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第53条 当法人の事業計画書、収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供する。

(事業報告及び決算)

第54条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類(附属証明書を含む)を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書(正味財産増減計算書)

2 第1項の規定により報告された書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 会計監査報告

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(5) 運営組織及び事業活動報告の状況及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第8章 定款の変更、解散

(定款の変更)

第55条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第56条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第57条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会

(委員会)

第58条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(設置等)

第59条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第60条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第61条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 附則

(委任)

第62条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第63条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈する者、当法人の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(最初の事業年度)

第64条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成22年3月31日までとする。

(設立時役員等)

第65条 当法人の設立役員は、次のとおりとする。

設立時代表理事	松村	久
設立時理事	井上	零子
設立時理事	垣屋	稲二良
設立時理事	手島	孝人
設立時理事	徳本	久美子
設立時理事	平田	雅人
設立時理事	中川	正純
設立時理事	出垣	仁志
設立時理事	小坂	一
設立時監事	河津	薫
設立時監事	前田	啓喜

第66条 設立時社員の氏名、住所は次のとおりとする。

- 設立時社員 1 住所 鳥取県 [REDACTED]
氏名 松村 久
- 2 住所 鳥取県 [REDACTED]
氏名 井上 零子
- 3 住所 鳥取県 [REDACTED]
氏名 垣屋 稲二良

(法令の準拠)

第67条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人鳥取県社会福祉士会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成21年3月20日

設立時社員 松村 久 印
設立時社員 井上 零子 印
設立時社員 垣屋 稲二良 印

付則

この定款の変更は、平成24年4月1日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

付則

この定款の変更は、令和5年4月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。